

(別記)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

1. 再資源化等に要する費用(直接工事費) \_\_\_\_\_ 円(税抜き)

(注) ・運搬費を含む

2. 解体工事に要する費用(直接工事費) \_\_\_\_\_ 円(税抜き)

(注)① 解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。

② 仮設費、運搬費は含まない。

3. 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①工作物に附属するものの 取り外し	附属物取り外し工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②本体、基礎及び基礎杭の取り壊し		
	特定建設資材廃棄物	作業内容	分別解体等の方法
	コンクリート塊	解体工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	アスファルト・コンクリート塊	解体工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
木材	解体工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	

(注)分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

4. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地